

阪神・淡路大震災関連法令

平成七・二・一から平成七・五・一五まで

範囲―右掲の期間中に公布された法律、政令、条約、所令、府省令、省令、連合省令、規則等のすべてを収録。主要なものについては解説をつける。なお、訓令等についても重要なものは収める。

分類―原則として有期第六法全書の分類に従い、公布日順に配列する。

公法

国会・選挙法編

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(三・一三法二五)

阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた地域について、平成七年四月に予定されている統一地方選挙の期日を延長する等の措置を講じたもの。

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令(三・一二政五四)

標記法律の施行に伴い、同法の規定により行われる選挙に係る選挙人名簿の登録の日等に関する公職選挙法の規定の適用の特例等を定めたもの。

国家行政組織法編

(内閣・行政機関)

総理府本部組織令の一部改正(二・一五政二三)

総理府本府に阪神・淡路復興委員会を設

置し、その所掌事務を定める等したものの。

阪神・淡路復興委員会令(二・一五政二四)

阪神・淡路復興委員会令は、委員七人をもって組織するほか、特別顧問を置くことができることとする等組織に関し所要の事項を定めたもの。

阪神・淡路復興委員会令の一部改正(二・二四政三三)

阪神・淡路復興委員会の庶務は、阪神・淡路復興対策本部の事務局が内閣総理大臣官房内政審議室及び国土庁大都市圏整備局の協力を得て行うこととしたもの。

阪神・淡路復興対策本部組織令(二・二四政三三)

阪神・淡路復興対策本部の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられることとしたもの。

阪神・淡路復興対策本部組織令の一部改正(三・一政三九)

阪神・淡路復興対策本部の事務局に事務局次長を置くこととし、その職務を定める等したものの。

労働省組織令の一部改正(三・一政五〇)

労働省職業安定局の所掌する事務に阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法の施行に関する事務を加えたもの。

(国家公務員)

阪神・淡路大震災に対処するための国家公務員等共済組合法の特例に関する省令(三・一四政一)

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、阪神・淡路大震災により被害を受けた者で国家公務員等共済組合法の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除の対象となるもの及びその申請手続等について定めたもの。一月一七日から適用。

人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部改正(三・二四人規一七〇―三七)

総理府の行政改革委員会事務局の事務局長等及び阪神・淡路復興対策本部事務局の事務局長を管理職員等の範囲に加えたもの。

人事院規則一五一―一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正(三・二八人規一五一―一四―二)

国土庁本庁において、職員の業務当直(情報連絡当直)ができることとしたもの。

地方自治法編

(地方制度)

地方団体に対して交付すべき平成六年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令(二・一六自一)

平成六年の三陸はるか沖地震又は平成七年の兵庫県南部地震により被害を受けた地

方公共団体について、大規模な災害による特別の財政需要の額等を参酌して、平成六年度分の特別交付税の交付時期及び交付額の特例を定めたもの。

平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(三・一法一八)

地方財政の状況等にかんがみ、平成六年度における所得税等の収入見込額を同年度の一般会計補正予算(第一号)による補正後の一般会計に計上された所得税等の収入見込額として地方交付税の総額を算定するとともに、同年度に限り三〇〇億円を総額に加算するほか、同年度分として交付すべき普通交付税の総額と特別交付税の総額の特例を設けること等を定めたもの。

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十九条の消防施設等を定める政令(三・一政四八)

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、同法七九条の規定により国がその復旧に要する経費を補助する消防施設の範囲、同法八〇条の規定により歳入欠かん等債を発行することができる地方公共団体の範囲等を定めたもの。

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十条第一項の徴収金等の範囲を定める省令(三・九四四)

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、阪神・淡路大震災に係る減免の対象となった地方公共団体の徴収金及び災害予防等に通常要する費用のうち、同法に基づき歳入欠かん等債をその財源とすることができるものの範囲を定めたもの。

〔地方公務員〕

阪神・淡路大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例に関する省令(三・一三三)

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、療養の給付等について一部負担金の免除等の措置の対象となる者の範囲を定めるとともに、一部負担金の免除等の申請手続等を定めたもの。

行政通則法編

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法(三・一法一九)

阪神・淡路大震災の被害を受けた者の行政上の権利利益を回復し又は保全するため、平成七年六月三〇日を限度として権利利益の存続期間の満了日を延長する措置を各行政機関が個別に講ずることができるとするとともに、同震災により期限までに履行できなかった法令上の義務について、同年四月二十八日まで履行された場合には一律に不履行の責任を免除し、必要がある場合には更に同日以降に期限を延長できることとしたもの。

財政・租税法編

〔財政〕
平成七年の兵庫県南部地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(一・二五政一)

標記災害を激甚災害として指定するとともに、これに対し適用すべき措置として公共土木施設災害復旧事業に係る特別の財政援助等を指定したものの。

平成七年の兵庫県南部地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正(二・八政一九)

標記災害に対し適用すべき措置として農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置等を追加したもの。

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(三・一法一六)

阪神・淡路大震災に対処するため、地方公共団体への特別の財政援助、社会保険の加入者等の負担の軽減等の特別の助成措置を講じたもの。

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第一項の特定被災地方公共団体である市町村を定める政令(三・一政四〇)

標記法律に基づく国の財政援助の対象となる市町村として豊中市、神戸市等一六市町を定めたもの。

平成七年の兵庫県南部地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正(三・一政四一)

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律二条一項の特定被災地方公共団体について、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令三三条等の特定地方公共団体とみなして、特別の財政援助を行うこととしたもの。

阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律(三・一法一七)

阪神淡路大震災に対処するために必要な

財源を確保するため、平成六年度における公債の発行の特例等について定めたもの。地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正(三・二三法三六)

標記法律の有効期限を五年間延長したものの。一部については、四月一日から施行。予算決算及び会計令の一部改正(三・三二政一五六)

阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律により平成七年四月から六月までの間に発行される公債に係る収入について、日本銀行において平成六年度所属の歳入金として平成七年六月末まで受け入れることができることとしたもの。

〔租税〕

地方税法の一部改正(二・二〇法九)

阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図るため、阪神・淡路大震災による資産の損失については、納税義務者の選択により、当該損失を平成六年において生じた雑損失として、平成七年度分の個人住民税の総所得金額等から控除することができること等を定めたもの。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正(二・二〇法一〇)

災害被害者の負担の軽減を図るため、所得税の減免及び徴収猶予を受けることができる所得限度額を引き上げることとしたもの。所得税の軽減免除に関する部分については、平成六年度の所得税から適用。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(二・二〇法一一)

阪神・淡路大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、次のような国税関係法律の特例について定めたもの。

①所得税法について

阪神・淡路大震災による住宅家財等の損失については、平成六年分の総所得金額から雑損控除として控除でき、事業用資産の損失については、平成六年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができる。

②災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律について

阪神・淡路大震災により住宅等について甚大な被害を受けた者については、平成六年に被害を受けたものとして所得税の減免を受けることができる。

③関税法等について

阪神・淡路大震災の被災者に係る関税の納期限を延長するとともに、被災者に対する救済物資等を執務時間外に通関する際の臨時開庁手数料等を免除する等。

地方税法施行令の一部改正(二・二〇政二七)

阪神・淡路大震災に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等を定めたもの。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正(二・二〇政二八)

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴い、源泉所得税の徴収猶予及び還付を受けることができる災害被害者の所得限度額を引き上げる等の措置を講じたもの。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(二・

二〇政二九

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴い、同法の適用に関し次のような細目を定めたもの。

- ①所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律について雑損控除の特例の対象となる親族の範囲及び雑損失の範囲等、平成六年分の所得税について雑損控除の特例又は所得税の軽減免除の特例の適用があった場合における平成七年源泉所得税の徴収猶予の特例等。
- ②関税法等について被災者に係る関税の納期限等を延長する場合の手続等。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正(三・二七法四八)

阪神・淡路大震災の被災者等への税制上の対応として、次のような措置を講じたもの。

- ①所得税について 阪神・淡路大震災により、住宅が居住の用に供することができなくなった場合においても六年間にわたり住宅取得促進税制の適用を認める措置、財産形成住宅貯蓄等を被害が生じたため引き出した場合にも非課税措置を適用する措置等。
- ②法人税について 阪神・淡路大震災により生じた損失金額に対応する法人税の繰戻し還付を認める措置等。
- ③所得税・法人税共通のもの 特定住宅被災市町村(前記震災による被災市街地復興特別措置法二一条に規定する住宅被災市町村となった市町村)の区域内

において新築して賃貸の用に供する被災者向けの優良な賃貸住宅について割増償却を認める措置、被災した資産の代替資産として取得する建物、機械装置等について特別償却を認める措置等。

④その他 震災により滅失した建物の用に供されていた土地等に係る地価税の免除、相続税・贈与税の課税価格の計算の特例、被災代替建物に係る登録免許税の特例、消費税の課税事業者選択届け出書等の提出に係る適用の特例等の措置等。

地方税法の一部改正(三・二七法四九)

一部については、租税特別措置法の一部改正法の施行日(四月一日)から施行。

- ①道府県税及び市町村民税 阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減等を図るため、次のような改正を行ったもの。
 - (1) 道府県税及び市町村民税 ①阪神・淡路大震災による被害を受けたことによる財産形成住宅貯蓄等の払出しに係る利子割の額がある場合には、当該利子割の額の還付を請求できることとする。
 - (2) 確定優良住宅地等予定地の譲渡について、阪神・淡路大震災により、一定期間内に優良住宅地等に該当することが困難となった場合には、その期間の延長を認める。
 - (2) 不動産取得税 被災市街地復興土地区画整理事業に係る公営住宅等の用に供するための保留地の取得、復興共同住宅区内の土地の共有持分の取得及び清算金に代わる住宅等の取得について非課税措置を講じる。
- ②固定資産税及び都市計画税 ①阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地で住宅用地の特例の適

用を受けていたものについて、平成八年度又は平成九年度において住宅用地として使用することができないと認められる場合には、当該土地を住宅用地とみなすこと等を定める。

②阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した償却資産について、当該償却資産の所有者等が平成一〇年一月一日までの間に、代替の償却資産を取得した場合には、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準を三年度間その価格の二分の一とすること等を定める。

③阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋について、当該家屋の所有者等が平成一〇年一月一日までの間に、代替の家屋を取得した場合には、当該家屋に係る固定資産税又は都市計画税の二分の一に相当する額を三年度間減額すること等を定める。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正(三・二七政九九)

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正法の施行に伴い、次の細目を定めたもの。

- ①所得税・法人税について 被災者向け優良賃貸住宅及び被災代替資産の範囲、特定の事業用資産の買換えの場合等の課税の特例制度の細目等。
- ②相続税・贈与税について その株式等が相続税の課税価格の計算の特例の対象となる法人の範囲等。
- ③地価税について 震災により滅失した建物の用に供されて

の計算方法等。

④その他所要の事項。 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正(三・二七政一〇〇)

相続財産の価額に占める土地等の価額の割合が上昇している状況を踏まえ、災害により相続税又は贈与税が減免される要件を改めたもの。

地方税法施行令の一部改正(三・二七政一〇一)

阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減等を図るための地方税法の一部改正に伴い、次のような改正を行ったもの。

- ①財産形成住宅貯蓄等の払出しに係る利子割の額の還付の手続を定める。
- ②確定優良住宅地等予定地の譲渡に係る期間の延長の特例が認められる場合及びその期間を定める。
- ③みなし住宅用地の特例の対象となる土地の所有者の範囲を定める。
- ④固定資産税又は都市計画税の軽減の対象となる代替の償却資産又は家屋の所有者の範囲を定める。
- ⑤固定資産税又は都市計画税の軽減措置について、その適用を受ける部分に係る税額を、代替の家屋の床面積のうち、滅失し、又は損壊した家屋の床面積に相当する部分に係る税額とすることとする。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(三・二七法二二)

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び同法施行令の施行に伴い、次の手続等について定めたもの。

①所得税について
財産形成住宅貯蓄契約等の要件に該当しない事実が阪神・淡路大震災によって生じたものであることについての所轄税務署長の確認事項等。

②法人税について
阪神・淡路大震災の被災者向け優良賃貸住宅の特定附属設備の範囲等。

③地価税について
滅失等をした建物等の用に供されていた土地等について地価税の免除を受けるために提出する申告書の添付書類の範囲等。

④その他登録免許税等についての所要の手續等。

法人税法施行規則の一部改正(三・二七六一)

(三)
阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等の施行に伴い、法人税に係る所得申告書、損金歳入明細書等の記載事項について、所要の改正を行ったもの。阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正法の施行の日(三月二十七日)から施行。

地方税法施行規則の一部改正(三・二七六一)

(三)
阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減等を図るための地方税法の一部改正等に伴い、固定資産税又は都市計画税の軽減措置の対象となる家屋の床面積の算定方法及び当該軽減措置の適用を受ける場合の提出書類並びにその他の軽減措置に係る申請書の様式、記載事項等を定めたもの。一部については、平成八年一月一日から施行。

警察・防衛法編

(災害)

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律(二・二四法一一)

阪神・淡路大震災による著しい被害を受けた地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等を定めたもの。

(防衛)

被災自衛官等の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除等に関する総理府令(三・一総一一)

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律四条の規定に基づき、防衛庁の職員給与等に関する法律の規定により国から療養の給付等を受ける自衛官等のうち被災自衛官等の範囲を定めるとともに、被災自衛官等に係る一部負担金の支払の免除並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費及び訪問看護療養費の額の特別を定めたもの。一月一七日から適用。

国土整備法編

(住宅建設)

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正(二・二六建三)

阪神・淡路大震災の被災者等について、特定優良賃貸住宅の入居者資格を緩和する等したものを。
阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項の規定による貸付金の金額の限度等を定める政令(三・一政四七)

標記法律に基づく住宅金融公庫の特定災

害復興住宅等に係る貸付金の限度金額及び利率を定めたもの。
阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条に基づく住宅金融公庫法等の特例に関する省令(三・一六六・建一)

標記法律に基づき、住宅金融公庫が低利融資を行う特定災害復興住宅の要件を定める等したものを。

住宅金融公庫法施行令等の一部改正(三・一七政六五)

床面積が二二五平方メートル以下の新築住宅に係る貸付金の利率を年四・三五パーセントから年四・三パーセントに引き下げ等住宅金融公庫等の貸付金の利率を引き下げるとともに、阪神・淡路大震災の被災者等に係る貸付金の限度を引き上げる等したものを。一部の規定を除き、二月一五日以後に申込みを受理したものから適用。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令の一部改正(三・二三政七六)

阪神・淡路大震災の被災者等に賃貸するために建設される特定優良賃貸住宅の建設に要する費用について、国の補助の割合を引き上げたものを。

(地域開発)

被災市街地復興特別措置法(二・二六法一四)

大規模な災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域の創設、被災市街地復興土地区画整理事業制度の創設等を行ったもの。
被災市街地復興特別措置法施行令(二・二六政三六)
被災市街地復興特別措置法の施行に伴い、被災市街地復興推進地域内における知

事の許可を要しない行為等について定めたもの。同法の施行の日(二月二六日)から施行。
被災市街地復興特別措置法施行規則(二・二六建二)

被災市街地復興特別措置法の施行に伴い、被災市街地復興推進地域内における知事の許可申請書の様式等について定めたもの。同法の施行の日(二月二六日)から施行。

(都市計画)

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十六条の都市施設を定める政令(三・一政四六)
標記法律に基づく国の財政援助の対象となる都市施設として未供用の道路等を定めたもの。

環境法編

公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正(三・一七法二六)

次の改正を行ったもの。
①認定の更新に関する特例措置の新設
災害その他やむを得ない理由により公害健康被害の認定の更新を受けることができなかつた者は、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該認定の更新を申請することができることとした。

②遺族補償費の支給対象の拡大
公害健康被害の被害者の子等に支給する遺族補償費の支給対象に一八歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含めた。

①については公布の日から施行し、当該施行の日以後に生じた災害その他やむを得ない理由により当該認定の更新の申請をす

ることができなかった者及び平成七年の兵庫県南部地震による災害により当該認定の更新の申請をすることができなかった者について適用、②については四月一日から施行。

教育・文化法編

阪神・淡路大震災に対処するための私立学校教職員共済組合法の特例に関する省令(三・一七文二)

私立学校教職員共済組合の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除等の対象となる組合員及び扶養者を定めるとともに、これらの者の認定の手続等について定めたもの。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正(三・二七政九四)

公立の小学校及び中学校並びに特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準の改善に関する経過措置期間中の第三年次の措置として、阪神・淡路大震災による被害を受けた都道府県でその区域内の児童及び生徒の数が減少したもののについて、小中学校教職員定数の標準に関する特例を含め、平成七年度の小中学校教職員定数及び特殊教育諸学校教職員定数の標準を定めたもの。四月一日から施行。

阪神・淡路大震災に伴う公立の小学校及び中学校の教職員定数の標準に関する特例措置を講ずる都道府県等を定める政令(三・二七文三)

阪神・淡路大震災に伴う公立の小学校及び中学校の教職員定数の標準に関する特例措置の対象として兵庫県の定める等したものの。四月一日から施行。

民事法

民法編

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令(二・六政一六)

平成七年の兵庫県南部地震に係る震災及びこれに伴って起こった火災による被害を受けた借家人等の権利保護を図るため、神戸市、西宮市等について標記法律を適用することとしたもの。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(三・二四法四三)

大規模な火災、震災その他の災害で政令で定めるものにより滅失した区分所有建物がある場合に、その建物の再建等を容易にし、被災地の健全な復興に資するため、その再建に関する敷地の共有者等の間の利害の調整のための次のような制度を定めたもの。

(1) 被災区分所有建物の全部滅失の場合における再建の決議と敷地の共有者等による共有物の分割請求の制限

①政令で定める大規模な災害により区分所有建物の全部が滅失した場合に、その建物の敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であったときは、その権利を有する敷地共有者等は、その政令施行の日から起算して三年以内に、その敷地共有持分等の価格の割合による議決権の五分の四以上の多数で、その建物の敷地に主たる使用目的を同一とする建物を建築する旨の再建の決議をすることができることとする。

②①の場合に、敷地共有者等は、その政令施行の日から起算して一月を経過する日の翌日以後その施行の日から起算して三年

を経過する日までの間は、一定の場合を除き、民法の規定による共有物分割請求ができないこととする。

(2) 被災区分所有建物の一部滅失の場合の復旧等に関する特例

政令で定める大規模な災害により区分所有建物の一部が滅失した場合において、復旧決議又は建替え決議が行われないうちに、区分所有者が他の区分所有者に対して建物及び敷地に関する権利の買取請求権を行使できる時期を、政令施行の日から起算して一年経過後とすることとする。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第一項の災害を定める政令(三・二四政八)

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の規定が適用される災害として阪神・淡路大震災を定めたもの。

商法編

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律(三・二四法四二)

破産宣告等及び最低資本金の制限に関する経過措置につき、次のような特例を定めたもの。

(1) 破産宣告等の特例

阪神・淡路大震災による被害により債務超過に陥った法人(その法人が清算中である場合、支払不能の場合又は自己破産の申立てをした場合を除く)に対しては、平成九年一月一六日までの間、破産宣告をすることができないこととし、法人の理事等について破産申立義務を課さないこととする。

(2) 最低資本金の制限に関する経過措置

の特例

阪神・淡路大震災が発生した時に大阪府及び兵庫県の区域内に登録された本店が所在していた株式会社及び有限会社については、平成八年三月三十一日までの最低資本金に関する猶予期間を平成九年三月三十一日まで延長することとする。

民事訴訟法編

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律(三・一七法三二)

平成七年一月一七日において阪神・淡路大震災の被災地区に住所等を有していた者が、同震災に起因する民事に関する紛争につき、同日から平成九年三月三十一日までの間に民事調停法による調停の申立てをする場合には、その手数料を納めることを要しないこととしたもの。一月一七日から適用。

社会法

労働法編

雇用保険法施行規則の一部改正(一・二三労二)

平成七年兵庫県南部地震の発生に伴い、神戸市をはじめとする兵庫県南部地域及び大阪府豊中市の区域を緊急雇用安定地域として一年の期間指定したもの。

雇用保険法施行規則の一部改正(一・三〇労四)

平成七年兵庫県南部地震の発生に伴い、緊急雇用安定地域として指定した地域に、大阪府大阪市等の区域を追加する等所要の改正を行ったもの。

雇用保険法施行規則の一部改正(二・二四勞七)

阪神・淡路大震災に伴い雇用調整助成金の支給対象とする指定地域内に所在する事業所の事業主に、当該事業主の下請事業主を含めることとする等所要の改正を行ったもの。

雇用保険法施行規則の一部改正(三・一勞一)

多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがある地域において計画実施される公共事業を行う者は、当該公共事業に使用する労働者の数のうち労働大臣が定める吸収率に該当する数の被災失業者を雇い入れていなければならないこと等を定めたもの。

雇用保険法施行規則の一部改正(三・一勞二)

標記法律によって定められた失業者吸収率の適用を受ける公共事業の事業主体となるいわゆる特殊法人の範囲を定めたもの。

雇用保険法施行規則の一部改正(三・一勞三)

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、雇用保険の被保険者とみなされる内定者について、雇用安定事業又は能力開発事業に係る奨励金又は助成金の支給の特例を設けること等を定めたもの。

別措置法施行規則(三・一勞九)

標記法律により定められた失業者吸収率

が適用される公共事業の事業主体が、特別的に当該失業者吸収率に該当する数の被災失業者を直接雇い入れる場合の手續について定めたもの。

雇用保険法施行令の一部改正(三・三政五)

兵庫県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であつて阪神・淡路大震災による被害を受けたものの災害復旧に要する経費について補助金の特例を定めたもの。

雇用保険法施行規則の一部改正(三・三勞一)

中小企業事業主等が行う認定職業訓練に必要な施設及び設備であつて阪神・淡路大震災による被害を受けたものの災害復旧に要する経費について補助金の特例を定めたもの。

勤労者財産形成促進法施行令の一部改正(三・一七政六)

勤労者財産形成持家転貸融資等に係る貸付利率を年四・六三パーセントから年四・五五パーセントに、中小企業の勤労者に係る特別の貸付利率を年四・三五パーセントから年四・三三パーセントにそれぞれ引き下げるとともに、阪神・淡路大震災により被害を受けた勤労者の勤労者財産形成持家融資に係る貸付金の返済の負担軽減及びその住宅が損壊等した勤労者の持家取得等の促進を図るため、当該震災の被災勤労者に係る勤労者財産形成持家融資の貸付金の利率、償還期間等について特例を設けるほか、特定の災害に対処するための貸付条件の変更に関する規定を設けたもの。

勤労者財産形成促進法施行規則の一部改正(三・一七勞二)

勤労者財産形成促進法施行令の改正により新たに設けられた災害時の貸付条件の変更規定の施行に伴い、当該規定の適用を受ける災害の範囲を定めるとともに、阪神・淡路大震災の被災勤労者に係る勤労者財産形成持家転貸融資の特例的貸付けを受ける事業主の講ずべき措置について定めたもの。

勤労者財産形成促進法施行令の改正による

り新たに設けられた災害時の貸付条件の変更規定の施行に伴い、当該規定の適用を受ける災害の範囲を定めるとともに、阪神・淡路大震災の被災勤労者に係る勤労者財産形成持家転貸融資の特例的貸付けを受ける事業主の講ずべき措置について定めたもの。

勤労者財産形成促進法施行令の改正による

勤労者財産形成促進法施行令の改正による

勤労者財産形成促進法施行令の改正による

勤労者財産形成促進法施行令の改正による

職業転換給付金のうち訓練手当の支給対象者に激甚な災害により内定が取り消された未就職卒業者を加えるとともに、広域就職活動費の支給対象者に当該未就職卒業者等を加えたもの。四月一日から施行。

勤労者財産形成促進法施行令の一部改正(五・八政一九五)

勤労者財産形成持家転貸融資等に関する貸付利率を年四・五五パーセントから年四・一三パーセントに、中小企業の勤労者に係る特別の貸付利率を年四・三三パーセントから年四・〇五パーセントに、阪神・淡路大震災を受けた勤労者に対する特別の貸付利率を年四・一三パーセントから年三・八五パーセントにそれぞれ引き下げたもの。四月七日以後に申込みを受理したものから適用。

勤労者財産形成促進法施行令の一部改正

勤労者財産形成促進法施行令の一部改正

勤労者財産形成促進法施行令の一部改正

社会保障・厚生法編

(社会保険)

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生省関係規定の施行等に関する政令(三・一政四二)

特別の財政援助の対象となる病院、水道施設、一般廃棄物の処理施設等の範囲を定めるとともに、厚生年金基金の標準給与の改定の方法の特例等を定めたもの。厚生年金基金関係の特例は、平成七年一月一七日から適用。

阪神・淡路大震災に対処するための厚生省関係の特例に関する省令(三・三厚七)

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、健康保険、船員保険及び厚生年金保険の標準報酬の改定の特例に係る届出事項、健康保険及び船員保険の一部負担金の免除に係る免除対象者及び申請手續等について定めたもの。平成七年一月一七日から適用。

産業法

経済法編

(市場秩序)

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の通商産業省関係規定の施行に関する政令(三・一政四二)

標記法律の施行に伴い、同法に規定する国の補助対象となる商店街振興組合等の地域及び共同施設、中小企業金融対策の特例の対象となる者の要件等を定めたもの。

中小企業信用保険法施行規則の一部改正

(三・一通八)

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、中小企業信用保険法に基づく公害防止保険等の対象となる費用から、阪神・淡路大震災関連保証及び阪神・淡路大震災関連小口保証の対象となる費用を除外することとしたもの。

中小企業近代化資金等助成法施行規則の一部改正(三・一通九)

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴い、中小企業設備貸与事業の業務の方法の基準のうち貸与期間等につき所要の追加を行ったもの。平成七年一月一七日から適用。

事業関連法編

(金融・証券)

平成七年の兵庫県南部地震による被災者を受取人に指定する郵便為替の料金の免除に関する省令(二・六郵八)

平成七年の兵庫県南部地震による被災者を受取人とする電信為替の窓口払の取扱いに係る料金を免除することとしたもの。

阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金法施行令及び平成四年八月十七日から平成六年二月二十八日までの間に預入される特定の預金者に係る定期郵便貯金の利率決定における市場金利の勘案方法に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令の特例を定める政令(二・一三政三〇)

阪神・淡路大震災が発生した市町村の区域内に住所又は居所を有する預金者が平成七年一月一六日以前に第一回目の積立分を預入した積立郵便貯金又は同日以前に預入

した定額郵便貯金若しくは定期郵便貯金について、同年四月二十八日までの間に、当該貯金の据置期間又は預入期間内に払渡しをする場合における当該貯金の利率の特例を定めたもの。

阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金規則の特例を定める省令(二・二二郵一〇)

阪神・淡路大震災に伴う郵便貯金法施行令及び平成四年八月一七日から平成六年二月二十八日までの間に預入される特定の預金者に係る定期郵便貯金の利率決定における市場金利の勘案方法に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令の特例を定める政令の施行に伴い、その対象となる郵便貯金の預金者が期間内払渡しを受けようとする場合の手続等を定めたもの。

阪神・淡路大震災に伴う有価証券報告書の提出に係る期限の特例に関する政令(四・二六政一八六)

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法により講じられた義務の履行期限の延長措置のうち、証券取引法による有価証券報告書の提出の義務に関しては、平成七年四月二十九日以降においても継続して実施する必要があることから、その期限を平成七年五月三十一日と定めたもの。

(商工業)

阪神・淡路大震災に伴う建設工事紛争審査会による紛争処理に係る申請手数料の特例に関する政令(三・二九政一三六)

建設工事の請負契約に関する紛争で阪神・淡路大震災に起因するもの迅速かつ円滑な解決に資するため、当該紛争についての建設工事紛争審査会に対するあつせん又は調停の申請に係る申請手数料について

特別の免除措置を講じたもの。一月一七日から適用。

(農林・水産)

農地法施行規則の一部改正(一・二六農二)

地方公共団体又は災害対策基本法に規定する指定公共機関若しくは指定地方公共機関が災害の応急的な復旧を行う場合の農地転用について、許可不要としたもの。

競馬法施行規則の一部改正(二・一六農七)

勝馬投票法についての制限を緩和するとともに、兵庫県南部地震災害復旧競馬の開催等について定めたもの。

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による農業者年金の保険料の追納の特例に係る加算額を定める政令(三・一政四三)

標記法律の規定により納付することを要しないものとされた農業者年金の保険料を追納する場合において、追納すべき額として保険料に加算する額(利息相当額)を定めたもの。

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による農業者年金の保険料の免除及び追納の特例に係る手続に関する省令(三・一厚・農一)

標記法律の施行に伴い、保険料免除の申請、追納等の手続について定めたもの。

(資源・エネルギー)

阪神・淡路大震災に伴う特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第九條第一項に定める期間の特例に関する省令(三・二四通一八)

ガス消費機器設置工事監督者の再講習を受けるべき期間について、阪神・淡路大震災の影響を受けた特定の者について特例を設けたもの。

(運輸)

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による神戸港の外貿埠頭等の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令(三・一政四五)

標記法律の施行に伴い、神戸港埠頭公社が行う外貿埠頭等の災害復旧事業について、補助の対象となる施設を定めるとともに、外貿埠頭公社の解散及び業務の承継に関する法律施行令等の規定を適用する場合における必要な説書を定めたもの。

鉄道軌道整備法施行規則の一部改正(三・一運九)

阪神・淡路大震災を受けた鉄道の災害復旧事業に要する費用について補助を受ける場合に限り、要件を緩和したもの。

(通信)

平成七年の兵庫県南部地震による災害により生じた不納の郵便に関する料金に係る郵便法第三十七條第五項の延滞金の徴収の特例等に関する省令(一・二六郵二)

平成七年の兵庫県南部地震による災害により生じた料金後納郵便の不納料金について取扱いの特例を定めたもの。

放送法施行規則の一部改正(二・二二郵九)

放送番組の基準の作成及び放送番組審議機関の設置が義務付けられない臨時かつ一時の目的のための放送として、災害発生時にその被害の軽減に役立つ放送を加えたもの。